

FAX送信先 03-5620-2915 (矢印の方向に送信してください。)

「JID-WEB」利用申込書 兼 変更届

私は「JID-WEB」サービスについて、「JID-WEB利用規定」を承諾の上、次のとおり「JID-WEB」を申し込みます。
また、電子メールアドレス欄に記載した電子メールアドレスに対し、日本賃貸保証株式会社から新商品をご案内等の各種情報を電子メールで受信することについて、異議なく承諾いたします。

必須記入項目 以下の項目を全てご記入ください。

西暦 年 月 日

お申込者(代理店)	代理店コード	—	会社名		印
	住所	〒			
	代表者名		役職 (代表取締役等)		
	電話番号		FAX番号		

新規登録・ユーザー追加登録

※お申し込みいただきましたら、テストメールを送信いたします。ご確認の上ご返信ください。

	ユーザー氏名	電子メールアドレス	一般ユーザー 権限追加設定 <small>(<input checked="" type="checkbox"/>がない場合は参照権限のみ)</small>	参照範囲・閲覧範囲 <small>(<input checked="" type="checkbox"/>がない場合は自支店のみ)</small>
管理者 (必須項目)	フリガナ	@	全権限	<input type="checkbox"/> 自支店のみ <input type="checkbox"/> 全ての本支店
一般	フリガナ	@	<input type="checkbox"/> 登録権限 <input type="checkbox"/> CSV出力権限	<input type="checkbox"/> 自支店のみ <input type="checkbox"/> 全ての本支店
一般	フリガナ	@	<input type="checkbox"/> 登録権限 <input type="checkbox"/> CSV出力権限	<input type="checkbox"/> 自支店のみ <input type="checkbox"/> 全ての本支店
一般	フリガナ	@	<input type="checkbox"/> 登録権限 <input type="checkbox"/> CSV出力権限	<input type="checkbox"/> 自支店のみ <input type="checkbox"/> 全ての本支店
一般	フリガナ	@	<input type="checkbox"/> 登録権限 <input type="checkbox"/> CSV出力権限	<input type="checkbox"/> 自支店のみ <input type="checkbox"/> 全ての本支店
一般	フリガナ	@	<input type="checkbox"/> 登録権限 <input type="checkbox"/> CSV出力権限	<input type="checkbox"/> 自支店のみ <input type="checkbox"/> 全ての本支店
一般	フリガナ	@	<input type="checkbox"/> 登録権限 <input type="checkbox"/> CSV出力権限	<input type="checkbox"/> 自支店のみ <input type="checkbox"/> 全ての本支店

登録情報変更・停止 変更される項目にチェックをしていただき必要事項をご記入ください。

ログインID	ユーザー氏名	電子メールアドレス	利用端末変更・利用停止
	フリガナ	@	<input type="checkbox"/> 利用端末変更 (パスワード初期化) <input type="checkbox"/> 利用停止
	フリガナ	@	<input type="checkbox"/> 利用端末変更 (パスワード初期化) <input type="checkbox"/> 利用停止
	フリガナ	@	<input type="checkbox"/> 利用端末変更 (パスワード初期化) <input type="checkbox"/> 利用停止

JID-WEB解約

JID-WEBを解約いたします。

【お問合せ先】 日本賃貸保証株式会社 JID-WEBお問い合わせ窓口 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4 TEL.0120-860-183

「JID-WEB」利用規定

「JID-WEB」利用規定（以下「本規定」という）は、日本賃貸保証株式会社（以下「当社」という）が提供する「JID-WEB」サービス（以下「本サービス」という）の利用に関して定めたものです。

第1条（本サービスの内容）

1. 利用資格

- (1) 本サービスを申し込むことができるのは、当社と代理店契約を締結している法人及び個人とします。
- (2) 本規定の各条項を承認し、かつ「JID-WEB 利用申込書」（以下「申込書」という）により本サービスを申し込まれ、当社が適当と認め、日本国内を拠点とする方を、本サービスの利用資格者（以下「契約者」という）とします。
- (3) 契約者は、本規定の内容を理解し、本規定の各条項を承認の上で、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2. 本サービスの内容

- 本サービスとは、契約者の占有・管理する端末（以下「端末」という）を用いた依頼に基づいて行う以下の各サービスをいいます。
- (1) 各種帳票ダウンロードサービスの提供
 - (2) 申込・審査状況の提供
 - (3) 申込・申込キャンセル・申込取消手続
 - (4) 契約状況の提供
 - (5) 新規（更新）契約・解約・変更手続
 - (6) 家賃等滞納事故報告・家賃等入金報告手続
 - (7) その他事務合理化サービス等の提供
- ・賃貸保証委託申込者・賃貸保証委託契約者単位に「申込状況・契約内容・家賃等の未納状況」を照会するリアルタイム照会、及び「申込・申込キャンセル・申込取消・新規契約・更新契約・解約・変更・家賃等滞納事故報告・家賃等入金報告等」の入力（通知）業務
- ・検索項目毎に照会結果を通知するデータベース照会等

3. 使用できる端末

端末は、汎用コンピューター、パソコンに限ります。なお、前項のうち、端末によりご利用になれないサービスがあります。端末は、当社所定の方法で端末登録を行ってください。

4. 依頼方法

契約者は、端末を用いて依頼を行うに際しては、端末より、当社所定の依頼内容を送信してください。

5. 取扱時間

本サービスの取扱時間は当社所定の時間内とします。但し、当社はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

6. 契約料及び取扱手数料

本サービスの利用にあたっては、当社所定の契約料及び取扱手数料（各々消費税含む）をいただく場合があります。

第2条（利用時における本人確認）

1. ログインID及び初期パスワードの発行

本サービスの申込にあたっては、申込書にてユーザー申請を届け出るものとします。当社は、「ログインID」と「初回パスワード」を発行し、当社所定の方法で通知します。「ログインID」と「初回パスワード」では、本サービスはご利用になれません。

2. 本パスワード及び端末の登録

契約者は、「ログインID」と「初回パスワード」を用いて認証を行い、自己に特有のパスワード（以下「本パスワード」という）の登録、ならびに、契約者の端末登録を行うものとします。

3. 確認手続き

契約者から入力された「ログインID」・「本パスワード」ならびに端末の一致を確認することにより、本サービス利用時の本人確認を行います。

4. パスワード等の管理

「ログインID」・「初期パスワード」・「本パスワード」は、他人に教えたり、メモを取る等して他人に知られることのないよう十分注意し、本パスワード等を失念または漏洩した場合は、契約者は、速やかに当社所定の方法により、当社へ届け出るものとします。本パスワード偽造、変造、盗用または不正利用その他を起因として、生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

5. 本パスワードの変更

契約者は、端末を通じて、定期的に本パスワードを変更するよう努めるものとします。

第3条（利用停止、利用停止解除）

1. 端末の紛失・盗難・不正アクセス等

端末登録を行った端末の紛失、盗難、不正アクセス等があった場合には、契約者は速やかに当社へ連絡するとともに、当社所定の方法により届け出るものとします。端末の紛失、盗難、不正アクセス等を起因として、生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

2. 端末の変更等

端末登録を行った端末の変更があった場合には、契約者は速やかに当社へ連絡するとともに、当社所定の方法により届け出るものとします。当社は、端末の利用停止を行い、当社所定の方法で通知します。契約者は第2条2項に従い、再度、端末登録を行うものとします。

第4条（取引情報の返信）

1. 情報の返信

当社が照会依頼を受信した場合、契約者の「ログインID」・「本パスワード」・「端末情報」（以下「通信暗証」という）と一致した場合は、当社は契約者からの依頼とみなし、上記照会に基づく取引情報を当社所定の方法で端末に返信するものとします。

2. 返信内容の取消、訂正

契約者が誤って事実報告、契約内容等の変更申込をし、当社がこれを了承した場合には、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。

第5条（ソフトウェアの取扱い）

1. ソフトウェアの管理義務

当社から貸与を受けたソフトウェアについて、契約者は善良なる管理者の注意義務をもってこれを使用し、管理してください。

2. ソフトウェアの転貸等の禁止

契約者は、当社より貸与を受けたソフトウェアについて、他人へ転貸・譲渡する等占有を第三者に移転させること、及びこれを複製することは一切できません。

第6条（本サービス利用に際しての禁止行為）

契約者は本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行うことは出来ません。

1. 当社及び第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはその恐れのある行為
2. 当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはその恐れのある行為
3. 第三者の本サービスの利用に支障を与える方法により本サービスを利用する行為、またはその恐れのある行為

4. 「ログインID」または「本パスワード」を不正に使用する行為

5. コンピューターウイルス等により他人の業務を妨害する行為、またはその恐れのあるコンピューター・プログラム等を本サービスにおいて使用する行為や第三者に提供する行為
6. 本人の明確な同意なくして、または詐欺的手法を用いて第三者の個人情報を調査、収集及び利用する行為
7. 当社が提供するサービスの利用に関し、直接間接に提供元または第三者に対し重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与える行為
8. 上記1項から7項を誘引する行為及び上記1項から7項の禁止行為を行うことのできるホームページ等にリンクを貼る行為
9. 本サービスの利用により得た個人情報を利用した第1条2項以外の行為

第7条（機密保持）

契約者は、本サービスの利用により知り得た情報を、当社の文書による許諾なく第三者に開示することはできません。

第8条（損害賠償）

契約者が本規定の違反により当社へ損害を与えた場合は、契約者はそのすべての損害について責任を負うものとします。

第9条（免責事項）

1. 通信手段の障害等

当社の責によらない通信機器、回線及び端末・コンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

2. 端末の不正使用等

本サービスの提供にあたり、当社が第2条3項の本人確認を行った上で、送信者を契約者と認めて取り扱いを行った場合において、「JID-WEB」用通信ソフト、端末、通信暗証等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

3. 利用停止解除

端末の利用停止解除前に、本サービスを必要とする取引ができなかったことに起因して生じた損害または不利益については、当社は責任を負いません。

4. その他

災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があった場合、または当社以外の責に帰すべき事由により生じた損害については、当社は責任を負いません。

第10条（届出の変更等）

1. 届出事項の変更

通信暗証等届出事項内容に変更がある場合には、契約者は、当社所定の書面または方式により当社宛直ちに届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当社が責任を負いません。

2. 変更事項の届出がない場合の取扱い

前項に定める、届出事項の変更の届出がなかったために、当社からの通知または当社が送付する書類等が到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第11条（解約等）

1. 解約方法

本規定は契約者の都合で、通知によりいつでも解約することができます。解約の通知は書面によるものとします。

2. 解約通知の発送

当社が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が受領拒否等の事由により契約者に到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

3. 本サービスの中止事由

契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは当社はいつでも、契約者に事前に通知することなく本規定の効力全部または一部を中止することができるものとします。

- (1) 3ヵ月以上にわたり本サービスの利用がない場合
- (2) 契約者が当社との取引約定に違反した場合等当社が本サービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合

4. 本サービスの解約事由

契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当社はいつでも、契約者に事前に通知することなく本規定を解約することができるものとします。

- (1) 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立てがあったとき
 - (2) 契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があったとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 住所変更の届出を怠るなどにより、当社において契約者の所在が不明となったとき
- #### 5. ソフトウェアの返却
- この契約が解約された場合、契約者は当社から貸与を受けたソフトウェアを速やかに当社に返却してください。

第12条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、代理店契約書・賃貸保証委託契約書・賃貸保証委託約款等の契約により取扱います。

第13条（契約期間）

本規定の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当社から申し出のない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。